

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-113

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第1条の3 条例第2条第3号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>第1条の4 (略)</p> <p>第1条の5 条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める日は、非常勤職員が当該非常勤職員の養育する子について育児休業をしようとする場合における育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第8号ア又はイの休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>をいう。以下同じ。）である場合に</p>	<p>（条例第2条第4号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第4号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>第1条の4 (略)</p> <p>第1条の5 条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める日は、非常勤職員が当該非常勤職員の養育する子について育児休業をしようとする場合における育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第8号ア又はイの休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が<u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>をいう。以下同じ。）</u>である場合にあっては、勤務時間規則第12条第1項第8号ア又はイ</p>

あつては、勤務時間規則第12条第1項第8号ア又はイの休暇)により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日とする。

の休暇)により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和14年3月31日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の5の規定を適用する。